

4. 委 員 の 出 席 状 況 （出 席 委 員）			
	2 佐藤 輝美	3 松橋 聡	4 北谷 昭一
5 井上 靖	6 澤口 久美	7 和田 利弘	8 千葉 実
9 山崎 幸一	10 久保 拓也	11 渡辺 健一	
13 井上 豊	14 秋葉 宏之	15 花木 慶喜	16 松田 和浩
17 島田 宗央	18 追永 直哉	19 姉崎 淳一	20 高久 輝喜
21 羽田 雄一	22 三澤 実	23 藤井 和人	24 松下 眞二
25 吉村 智之			
5. 欠 席 委 員			
1 安藤 弘司 12 中原 秋美			
6. 事 務 局			
事務局長 吉松 智弘 主 事 石山 飛翔			

議 長	定刻になりましたので、ただいまから令和８年第３回湧別町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は、２３名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第７条の規定により、本総会は成立します。 日程第１、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第１４条の規定により、２１番 羽田委員及び２２番 三澤委員を指名します。 日程第２、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日１日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって会期は本日１日とすることに決定致しました。 日程第３、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。
事務局	令和８年２月２６日に開催されました、令和８年第２回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。 ２月２７日 令和８年度第２回湧別町議会臨時会が開催され、これに吉村会長が出席しております。 ３月４日・３月５日・３月１０日・３月１１日 令和８年第１回湧別町議会定例会が開催され、これに吉村会長が出席しております。 ３月９日 湧別町農協芭露支所において、農用地あっせん会議を開催し、これに井上豊委員、佐藤委員、島田委員が出席しております。 ３月１２日 湧別町農協芭露支所において、農用地あっせん会議を開催し、これに島田委員、久保委員が出席しております。 ３月１３日 北見市ホテル黒部において、オホーツク農業委員会連合会会長・副会長連絡会議、オホーツク優良農村青年表彰選考委員会、オホーツク農業委員会連合会役員会議が開催され、これに吉村会長が出席しております。

議 長 事務局 議 長	3月17日 札幌市第二水産ビルにおいて、一般社団法人北海道農業会議第100回総会、令和7年度市町村農業委員会会長・事務局長研修会が開催され、これに吉村会長が出席しております。 本日、令和8年第3回湧別町農業委員会総会を開催しております。以上活動状況の報告といたします。 日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。 議案書2ページをご覧ください。 議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において3件提出されております。 内容を説明しますので議案書3ページをご覧ください。 その1、証明願出人・所有者は芭露 ○○○○さんです。土地の所在ですが芭露○○○○番 外1筆で地目は、公簿が畑・牧場、現況が農地・採草放牧地以外、合計面積は10,130㎡で利用状況は原野です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は島田委員、久保委員、追永委員です。 (別冊資料1ページにより位置説明) 続きまして、議案書4ページをご覧ください。 その2、証明願出人・所有者は栄町 ○○○○さんです。土地の所在ですが計呂地○○○○番 外3筆で地目は、公簿が牧場、現況が畑、合計面積は6,058㎡で利用状況は畑です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は羽田委員、追永委員、島田委員です。 (別冊資料2ページにより位置説明) 続きまして、議案書5ページをご覧ください。 その3、証明願出人・所有者は北見市 ○○○○さんです。土地の所在ですが計呂地○○○○番○で地目は、公簿が牧場、現況が畑、面積は23,140㎡で利用状況は畑です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は羽田委員、追永委員、島田委員です。 (別冊資料3ページにより位置説明) 以上で説明を終わります。 これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
--	---

委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
	日程第 5、議案第 2 号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案書 6 ページをご覧ください。 議案第 2 号、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による合意解約を行い、同法第 18 条第 4 項及び第 6 項の規定により通知があったので、農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において 14 件の合意解約が提出されております。 内容の説明をしますので、議案書 7 ページをご覧ください。 番号 1 番、利用権の設定をした者は上湧別屯田市街地 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は北兵村一区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区○○○○番○ 外 3 筆で合計面積は 10, 196 m²です。利用権の期限は令和 11 年 12 月 31 日までの 10 年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和 8 年 2 月 25 日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料 4 ページにより位置説明) 番号 2 番、利用権の設定をした者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は旭川市 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○○で面積は 3, 508 m²です。利用権の期限は令和 16 年 12 月 31 日までの 10 年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和 8 年 3 月 2 日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料 5 ページにより位置説明) 番号 3 番、利用権の設定をした者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は旭川市 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○○で面積は 4, 099 m²です。利用権の期限は令和 16 年 12 月 31 日までの 10 年間として受け

ていましたが、賃借人の都合により令和8年3月2日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をした者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は南兵村三区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番で面積は2,905㎡です。利用権の期限は令和16年12月31日までの10年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和8年3月2日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

番号5番、利用権の設定をした者は錦町 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は旭川市 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○で面積は5,624㎡です。利用権の期限は令和16年12月31日までの10年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和8年3月2日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

番号6番、利用権の設定をした者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は旭川市 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○ 外6筆で合計面積は13,988.88㎡です。利用権の期限は令和15年12月31日までの10年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和8年3月2日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

番号7番、利用権の設定をした者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は旭川市 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番 外7筆で合計面積は30,257.50㎡です。利用権の期限は令和14年12月31日までの10年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和8年3月2日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして、議案書8ページをご覧ください。

番号8番、利用権の設定をした者は中湧別南町 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は旭川市 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番 外3筆で合計面積は7,440㎡です。利用権の期限は令和16年12月31日までの10年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和8年3月2日に合意

解約に達したものでございます。

(別冊資料 10 ページにより位置説明)

番号 9 番、利用権の設定をした者は北兵村一区 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は旭川市 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○で面積は 3, 4 3 3 m²です。利用権の期限は令和 1 6 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和 8 年 3 月 2 日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料 10 ページにより位置説明)

番号 10 番、利用権の設定をした者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は旭川市 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番 外 1 筆で合計面積は 6, 1 5 7 m²です。利用権の期限は令和 1 5 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和 8 年 3 月 2 日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料 10 ページにより位置説明)

番号 11 番、利用権の設定をした者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は旭川市 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番で面積は 4, 3 6 8 m²です。利用権の期限は令和 1 6 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和 8 年 3 月 2 日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料 10 ページにより位置説明)

番号 12 番、利用権の設定をした者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は旭川市 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番 外 7 筆で合計面積は 2 4, 3 9 7 m²です。利用権の期限は令和 9 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和 8 年 3 月 2 日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料 11 ページにより位置説明)

番号 13 番、利用権の設定をした者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は南兵村三区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番 外 2 筆で合計面積は 2 3, 0 0 0 m²です。利用権の期限は令和 1 6 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和 8 年 3 月 2 日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料 12 ページにより位置説明)

	番号１４番、利用権の設定をした者は南兵村三区　〇〇〇〇さん、利用権の設定を受けた者は南兵村三区　〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区〇〇〇番　外１筆で合計面積は３２，８２１㎡です。利用権の期限は令和１６年１２月３１日までの１０年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和８年３月２日に合意解約に達したものでございます。 （別冊資料１２ページにより位置説明） 番号１５番、利用権の設定をした者は南兵村三区　〇〇〇〇さん、利用権の設定を受けた者は南兵村三区　〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区〇〇〇番　外１筆で合計面積は２１，７８８㎡です。利用権の期限は令和９年１２月３１日までの１０年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和８年３月９日に合意解約に達したものでございます。 （別冊資料１８ページにより位置説明） 以上で説明を終わります。 これから議案第２号の議案について質疑を行います。 先に８ページ１３・１４番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限により、１１番　渡辺委員の退席をお願いいたします。暫時休憩します。 （渡辺委員退席） 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。 委員一同　（なしとの声） 議　長　質疑なしと認めます。これから８ページ１３・１４番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 委員一同　（異議なしとの声） 議　長　異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。１１番　渡辺委員の制限を解きます。暫時休憩します。 （渡辺委員着席）
--	---

	これから、議案第2号の残りの議案について質疑を行います。質疑 ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定す ることにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されまし た。
	日程第5、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせま す。
事務局	議案書9ページをご覧ください。 議案第3号、農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項 の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について。農地中間 管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定により、公益財団 法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成 及び提出を求められたので、農業委員会の議決を求めるものです。 また当該促進計画案に異存なき場合は公益財団法人北海道農業公 社へ同法18条第11項の規定による要請を行うものとし、要請のと おり認可申請された場合は即日公告できるものとしします。 内容の説明をしますので、議案書10ページをご覧ください。賃借 権になります。 番号1番、利用権の設定をする者は芭露 ○○○○さん、利用権の 設定を受ける者は芭露 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の 所在は、芭露○○○○番 外7筆で合計面積は68,076㎡であり 利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和15年1 1月30日の8年間で、金額は年306,000円です。 (別冊資料13・14ページにより位置説明) 番号2番、利用権の設定をする者は芭露 ○○○○さん、利用権の 設定を受ける者は芭露 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の 所在は、芭露○○○○番 外2筆で合計面積は5,850㎡であり利 用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和15年11 月30日の8年間で、金額は年20,000円です。 (別冊資料14ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をする者は上湧別屯田市街地 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は富美 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区○○○番 外3筆で合計面積は9, 130㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年45, 000円です。

(別冊資料4ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をする者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は上湧別屯田市街地 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地○○○番 外1筆で合計面積は9, 583㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和18年12月31日の11年間で、金額は年57, 000円です。

(別冊資料15ページにより位置説明)

番号5番、利用権の設定をする者は上湧別屯田市街地 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は上湧別屯田市街地 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地○○○番で面積は1, 636㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年9, 000円です。

(別冊資料15ページにより位置説明)

番号6番、利用権の設定をする者は上湧別屯田市街地 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は富美 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地○○○番 外19筆で合計面積は61, 862㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和18年12月31日の11年間で、金額は年309, 000円です。

(別冊資料15ページにより位置説明)

続きまして、議案書11ページをご覧ください。

番号7番、利用権の設定をする者は上湧別屯田市街地 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は上湧別屯田市街地 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地○○○番 外3筆で合計面積は19, 371㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和18年12月31日の11年間で、金額は年116, 000円です。

(別冊資料15ページにより位置説明)

番号8番、利用権の設定をする者は遠軽町 ○○○○さん、利用権

の設定を受ける者は南兵村二区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地○○○番 外4筆で合計面積は12, 504㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年89, 000円です。

(別冊資料16ページにより位置説明)

番号9番、利用権の設定をする者は遠軽町 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村二区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地○○○番 外4筆で合計面積は28, 842㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年81, 000円です。

(別冊資料17ページにより位置説明)

番号10番、利用権の設定をする者は上湧別屯田市街地 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村二区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地○○○番 外4筆で合計面積は28, 842㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和18年12月31日の11年間で、金額は年173, 000円です。

(別冊資料17ページにより位置説明)

番号11番、利用権の設定をする者は上湧別屯田市街地 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は上湧別屯田市街地 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地○○○番 外4筆で合計面積は15, 613㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和18年12月31日の11年間で、金額は年93, 000円です。

(別冊資料15ページにより位置説明)

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。

番号12番、利用権の設定をする者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村三区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番 外5筆で合計面積は40, 256㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年281, 000円です。

(別冊資料18ページにより位置説明)

番号13番、利用権の設定をする者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は札富美 ○○○○さんです。利用権設定に

係る土地の所在は、南兵村三区〇〇〇番で面積は3, 508㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年14, 000円です。

(別冊資料5ページにより位置説明)

番号14番、利用権の設定をする者は南兵村三区 〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は札幌美 〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区〇〇〇番で面積は4, 099㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年16, 000円です。

(別冊資料5ページにより位置説明)

番号15番、利用権の設定をする者は南兵村三区 〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は札幌美 〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区〇〇〇番の内で面積は7, 233㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年36, 000円です。

(別冊資料5ページにより位置説明)

番号16番、利用権の設定をする者は南兵村三区 〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は南兵村三区 〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区〇〇〇番 外16筆で合計面積は49, 751㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年348, 000円です。

(別冊資料7・8ページにより位置説明)

番号17番、利用権の設定をする者は南兵村三区 〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は南兵村三区 〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区〇〇〇番 外2筆で合計面積は37, 457㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年262, 000円です。

(別冊資料7ページにより位置説明)

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

番号18番、利用権の設定をする者は南兵村三区 〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は上湧別屯田市街地 〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区〇〇〇番の内 外1筆で合計面積は18, 193㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和12年12月31日の5年間で、金額は年123, 000円です。

(別冊資料 8 ページにより位置説明)

番号 19 番、利用権の設定をする者は錦町 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村三区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番で面積は 5, 624 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和 8 年 4 月 10 日から令和 17 年 12 月 31 日の 10 年間で、金額は年 36, 000 円です。

(別冊資料 8 ページにより位置説明)

番号 20 番、利用権の設定をする者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は富美 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番 外 5 筆で合計面積は 39, 275 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和 8 年 4 月 10 日から令和 17 年 12 月 31 日の 10 年間で、金額は年 196, 000 円です。

(別冊資料 9 ページにより位置説明)

番号 21 番、利用権の設定をする者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村三区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番 外 6 筆で合計面積は 13, 988.88 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和 8 年 4 月 10 日から令和 17 年 12 月 31 日の 10 年間で、金額は年 83, 000 円です。

(別冊資料 9 ページにより位置説明)

番号 22 番、利用権の設定をする者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村三区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番 外 7 筆で合計面積は 30, 257 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和 8 年 4 月 10 日から令和 17 年 12 月 31 日の 10 年間で、金額は年 211, 000 円です。

(別冊資料 9 ページにより位置説明)

番号 23 番、利用権の設定をする者は中湧別南町 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村三区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番で面積は 3, 292 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和 8 年 4 月 10 日から令和 17 年 12 月 31 日の 10 年間で、金額は年 23, 000 円です。

(別冊資料 10 ページにより位置説明)

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。

番号24番、利用権の設定をする者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村三区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番 外7筆で合計面積は24,397㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年158,000円です。

(別冊資料11ページにより位置説明)

番号25番、利用権の設定をする者は上湧別屯田市街地 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村三区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番 外2筆で合計面積は8,702㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年60,000円です。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号26番、利用権の設定をする者は北兵村一区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村三区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番で面積は3,433㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年24,000円です。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号27番、利用権の設定をする者は南兵村三区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村三区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番 外9筆で合計面積は44,110㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年292,000円です。

(別冊資料19ページにより位置説明)

番号28番、利用権の設定をする者は上湧別屯田市街地 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村三区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番 外1筆で合計面積は5,769㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年40,000円です。

(別冊資料19ページにより位置説明)

番号29番、利用権の設定をする者は南兵村二区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は南兵村二区 ○○○○さんです。利用権設

定に係る土地の所在は、南兵村二区〇〇〇番 外1筆で合計面積は19, 934 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年139, 000円です。

(別冊資料20ページにより位置説明)

番号30番、利用権の設定をする者は南兵村二区 〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は南兵村二区 〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区〇〇〇番の内 外1筆で合計面積は22, 271 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和12年12月31日の5年間で、金額は年178, 000円です。

(別冊資料21ページにより位置説明)

番号31番、利用権の設定をする者は南兵村二区 〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は南兵村二区 〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区〇〇〇番で面積は18, 599 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和8年12月31日の1年間で、金額は年139, 000円です。

(別冊資料21ページにより位置説明)

続きまして、議案書15ページをご覧ください。

番号32番、利用権の設定をする者は遠軽町 〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は富美 〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区〇〇〇番 外4筆で合計面積は22, 368 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年111, 000円です。

(別冊資料22ページにより位置説明)

番号33番、利用権の設定をする者は富美 〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は札富美 〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、富美〇〇番 外30筆で合計面積は240, 261 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年952, 000円です。

(別冊資料23・24ページにより位置説明)

続きまして、議案書の16ページをご覧ください。

番号34番、利用権の設定をする者は富美 〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は札富美 〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、札富美〇〇〇番 外8筆で合計面積は25, 196 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年4月10日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年100, 000円です。

	(別冊資料 25 ページにより位置説明) 以上で説明を終わります。
議 長	これから議案第 3 号の議案について質疑を行います。 先に 10 ページ 4・5・6 番について質疑を行います。 農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限により、 5 番 井上靖委員の退席をお願いします。暫時休憩します。 (井上靖委員退席) 休憩前の引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから 10 ページ 4・5・7 番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議 ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。5 番 井上靖委員の制限を解きます。暫時休憩します。 (井上靖委員着席)
議 長	次に 12 ページ 16・19・23 番について、質疑を行います。 農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限により、 11 番 渡辺委員の退席をお願いします。 (渡辺委員退席) 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから 12 ページ 16・19・23 番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議 ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)

議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。 1 1 番 渡辺委員の制限を解きます。暫時休憩します。 (渡辺委員着席) これから、議案第 3 号の残りの議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。 日程第 7、議案第 4 号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案第 4 号、令和 8 年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について、農業委員会等に関する法律第 3 7 条及び同法施行規則第 1 5 条に基づき、令和 8 年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画を作成し、公表しなければならないため、農業委員会の議決を求めるものであります。 内容について説明しますので、議案書 1 8 ページをご覧ください。 (議案書 1 8 ページから 2 0 ページについて朗読説明) 以上、説明を終わります。
議 長	これから議案第 4 号の議案についての質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第 5 号について採決を行います。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同 議 長	(異議なしとの声) 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。 総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。 これで令和8年第3回湧別町農業委員会総会を閉会します。 閉 会 1 4 時 0 0 分 この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。 議 長 署名委員 署名委員
------------------------	--